

平成27年第1回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成27年3月13日（金曜日） 午後 1時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第13号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 4 議案第14号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 5 議案第15号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 6 議案第25号 平成27年度羽幌町一般会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第 7 議案第26号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第 8 議案第27号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第 9 議案第28号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第10 議案第29号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第11 議案第30号 平成27年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第12 議案第31号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第13 議案第32号 平成27年度羽幌町水道事業会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第14 同意第 1号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第15 発議第 2号 羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第16 発議第 3号 議員の派遣について

○追加日程

- 第 1 報告第 2号 専決処分の報告について
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第 2 議案第33号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 3 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度羽幌町一般会計補正予算 (第 1 4 号)

○出席議員 (11 名)

1 番 森 淳 君	2 番 金 木 直 文 君
3 番 小 寺 光 一 君	4 番 寺 沢 孝 毅 君
5 番 船 本 秀 雄 君	6 番 磯 野 直 君
7 番 村 田 定 人 君	8 番 阿 部 和 也 君
9 番 松 原 浩 一 君	10 番 熊 谷 俊 幸 君
11 番 室 田 憲 作 君	

○欠席議員 (0 名)

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
教育委員会委員長	森 弘 子 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	今 野 睦 子 君
総 務 課 長	井 上 顕 君
総務課長補佐	酒 井 峰 高 君
総 務 課 主 幹	丹 羽 浩 二 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	棟 方 富 輝 君
総務課課長	敦 賀 哲 也 君
情報管理係長	熊 谷 裕 治 君
政策推進係長	金 子 伸 二 君
電算共同化係長	三 浦 義 之 君
準備室係長	上 田 章 裕 君
財 務 課 長	葛 西 健 二 君
財 務 課 主 幹	越 谷 弘 和 君
財 務 課 財 政 係 長	更 科 信 輔 君
財 務 課 經 理 係 長	水 上 常 男 君
財 務 課 稅 務 係 長	豊 島 明 彦 君
町 民 課 長	
町 民 課 主 幹	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤岡典行君
総務係長	清水聡志君
書記	逢坂信吾君

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、

9番 松原浩一君 10番 熊谷俊幸君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第13号～議案第15号、議案第25号～議案第32号

○議長（室田憲作君） 日程第3、議案第13号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第14号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第15号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第25号 平成27年度羽幌町一般会計予算、日程第7、議案第26号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第8、議案第27号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9、議案第28号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第10、議案第29号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第11、議案第30号 平成27年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第12、議案第31号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第13、議案第32号 平成27年度羽幌町水道事業会計予算、以上11件を一括議題とします。

本案については、本議会において羽幌町各会計予算特別委員会に付託した事件であり、その審査結果について、会議規則第77条の規定により、各会計予算特別委員会委員長から報告を求めます。

羽幌町各会計予算特別委員会委員長、金木直文君。

○予算特別委員会委員長（金木直文君）

平成27年 3月13日

羽幌町議会議長 室 田 憲 作 様

羽幌町各会計予算特別委員会
委員長 金 木 直 文

委 員 会 審 査 報 告 書

- 議案第13号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 平成27年度羽幌町一般会計予算
- 議案第26号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第27号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 議案第29号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成27年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第31号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 議案第32号 平成27年度羽幌町水道事業会計予算

本委員会に付託のあった上記事件について審査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 付託された議会 平成27年 3月11日（第1回定例会）
- 2 委員会開催年月日 平成27年 3月12日～13日
- 3 審査の経過及び結果

本委員会は、理事者側から各会計予算内容等の説明を求めた後、各会計予算の審査を行いました。

各委員からは活発に質疑があり、また、提言もあり、それぞれ慎重な審議の結果、本委員会はいずれも原案のとおり可決すべきと決定を見たので報告します。

○議長（室田憲作君） 本案については、全員の議員をもって構成する各会計予算特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑並びに討論を省略することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号から議案第15号並びに議案第25号から議案第32号までの11件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、11件いずれも原案のとおり可決するものであります。したがって、本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、予算関連議案として議案第13号、議案第14号、議案第15号の3件、

平成27年度各会計予算として議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号の8件、合わせて11件については委員長の報告のとおり可決されました。

◎同意第1号

○議長（室田憲作君） 日程第14、同意第1号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 同意第1号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南3条3丁目7番地の2、氏名、坂口剛史様、生年月日、昭和17年5月20日生まれ、72歳であります。

現委員であります坂口剛史氏が平成27年4月30日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見及び広く税務の実情に精通しておりますことから、引き続き羽幌町固定資産評価審査委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第2号

○議長（室田憲作君） 日程第15、発議第2号 羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 発議第2号 羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例。

平成27年3月10日提出。

提出者、羽幌町議会議員、金木直文。賛成者、羽幌町議会議員、寺沢孝毅、賛成者、羽幌町議会議員、森淳。

提案理由、羽幌町課設置条例（平成12年羽幌町条例第51号）の一部改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正とあわせ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、本条例を改正しようとするものです。

羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例。

羽幌町議会委員会条例（昭和63年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「総務課」の次に「、地域振興課」を加え、同号ウ中「及び産業課」を「、農林水産課及び商工観光課」に改め、同条第2号ア中「及び福祉課」を「、福祉課及び健康支援課」に改める。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則、施行期日、1、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

経過措置、2、改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第17条の規定は適用せず、この条例による改正前の第17条の規定は、なおその効力を有する。

以上です。

○議長（室田憲作君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 羽幌町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（室田憲作君） 日程第16、発議第3号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎日程の追加

○議長(室田憲作君) お諮りします。

ただいま町長から報告第2号、議案第33号及び議案第34号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、及び追加日程第3として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号、議案第33号及び議案第34号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎報告第2号

○議長(室田憲作君) 追加日程第1、報告第2号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

社会教育課長、杉澤敏隆君。

○社会教育課長(杉澤敏隆君) ただいま上程されました報告第2号 専決処分の報告についてご報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきまして報告するものであります。

平成27年3月13日提出、羽幌町長。

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定についてでありまして、和解の相手方の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

和解の内容ですが、1つが羽幌町の過失割合が100%であること。2つ目、羽幌町は、破損させた相手方の車両を原形に復す費用を負担するものであること。最後に、本件については、今後双方とも一切の異議の申し立てをしない旨の取り決めでございます。

損害賠償の額は12万9,384円であります。なお、損害賠償金額につきましては、保険の適用となっております。

事故の概要につきましては、発生日時が平成27年2月22日日曜日午前8時55分ころ、発生場所は羽幌町字朝日、公園通り北線の路上でございます。発生の状況につき

ましては、社会教育課の車両２トントラックでございますが、左折したところ後部が路上に停車中の車両左後部に接触し、バンパー等を破損させたものであります。

平成２７年３月３日、羽幌町長。

交通安全につきましては、日ごろから職員等に注意を促しているところでございますが、このような事故を起こし、まことに申しわけありませんでした。事故発生後、交通安全防止を目的に本人はもとより、他の職員に対しましても交通安全の徹底を行いました。特に今回は、内輪差の確認が不十分だったということで、確認行為の大切さや気の緩みについて注意をしたところであります。以後このような事故を起こさないよう注意していきたいと思っております。

以上をもちまして報告にかえさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから報告第２号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎議案第３３号

○議長（室田憲作君） 追加日程第２、議案第３３号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第３３号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

平成２７年３月１３日提出、羽幌町長。

提案理由であります。町の経済や財政など厳しい状況を勘案し、特別職の給料月額を削減するため、改正しようとするものであります。

それでは、改正内容のご説明を申し上げますので、議案と新旧対照表をごらん願います。新旧対照表では、左に現行条例を、右に改正案を記載しております。

改正箇所は、制定時附則に新たな第１３項として、平成２７年４月から平成３０年１月までの給料の支給については、本則第１条で定めております特別職の給料額の規定にかかわらず、町長は１０％減額の月額７万４，０００円に、副町長は７％減額の６万３，０００円に、教育長は４％減額の５万８，０００円とするものであります。

次に、附則であります。新旧対照表には記載がありませんが、議案に記載のとおり、附則第１項では、改正条例の施行年月日を平成２７年４月１日としております。

次に、附則第2項は、旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例でありまして、本議会で議決をいただきました議案第8号の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例において教育長の給料月額を新たに規定し、あわせて羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止いたしましたが、現在の教育長の在任期間中においては、この廃止いたします旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例がその間適用されますので、今般の条例改正に伴いまして、こちらについても一部改正する必要が生じたことから、旧羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の附則に新たな第12項として、現在の教育長の在任期間中における給料の支給月額を4%削減の額とするための規定を設けたものであります。なお、額については、本改正条例案と同額となっております。

以上が本改正条例の内容であります。なお、改正条例文につきましては、議案に記載のとおりでありますので、条文の朗読はこれまでの説明をもって省略させていただきたいと思います。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第33号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長（室田憲作君） 追加日程第3、議案第34号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

一般会計で既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,503万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,963万5,000円とするものでございま

す。

補正をいたします内容は、国の平成26年度補正予算により新たに設けられた地域住民生活等緊急支援のための交付金に基づく事業で、各市町村に設定された限度額までは10割補助となり、超えた部分は一般財源を充てて繰越明許により実施するものでございます。

また、この交付金は2つの事業から成り、1つは地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する事業を対象とする地域消費喚起・生活支援型で限度額は2,163万2,000円であり、もう一つは今後策定予定の地方版総合戦略に盛り込まれる事業を想定とする地方創生先行型で限度額は3,558万4,000円であります。合わせて5,721万6,000円の交付金となりますが、この2つの事業の内訳につきましては別紙のとおりとなっておりますので、ご参照願います。

この交付金の対象となる事業は、昨年12月27日の国の閣議決定後に町として予算化したものであり、ソフト事業中心で、ハード事業についてはソフト事業を含むことなどの条件がある中で短期間での事業策定となりましたが、各産業団体や町内各団体とも協議しながら予算計上しております。

また、当初予算編成とこの交付金の事業策定作業が重なったことから当初予算と一部重複している部分もあり、その調整につきましては今後の補正で対応しますので、ご了承願います。

それでは、補正予算の内容について申し上げます。2款総務費、企画費において209万8,000円の補正は、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版人口ビジョン及び総合戦略策定に当たり、広く町民の意見を反映するために組織する策定推進会議に要する費用で、特別旅費34万8,000円は離島地区委員の旅費でございます。委託料175万円は、まち・ひと・しごと創生総合戦略アンケート調査委託料でございます。

7款商工費、商工振興費において地域消費喚起事業補助金1,887万4,000円の補正は、北海道と連携してプレミアム商品券を発行し、地域の消費喚起を図るもので、1,000円券12枚つづりを1万円が発行し、プレミアム率20%のうち15%は国道は5%でございます。事業主体は、商工会で春と秋の2回を予定し、1回目は5,000セット、2回目は3,000セットとしております。

同じく観光費において地域消費喚起事業補助金544万円の補正は、天売島、焼尻島でのみ利用できる共通通貨を発行し、観光客の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るものでございます。

10款教育費、社会教育費において郷土芸能補助金550万円の補正は、町内の郷土芸能団体などに補助金を交付し、地域における伝統行事の発展と観光客の誘致を図り、その魅力を町内外に発信することにより、住民に誇りや郷土愛を根づかせ、若者の定住やUIJターンを促進することを目指すものでございます。

同じく体育振興費において1,010万円の補正は、町内で開催されるスポーツイベ

ントの活性化を継続して実施することにより、スポーツ合宿など移住交流者を増加させ、町内における消費喚起により地域活性化を図るもので、予算としてはマラソンで著名なゲストラナーを招き、講演会やスポーツイベント開催により全国から参加者を促し、町の魅力を発信するとともに、完走タイムを迅速かつ正確に計測する機器の購入により、大会の魅力向上を図るものでございます。

歳入につきましては、国からの交付金が予定されておりますが、現時点での補正予算の対応として前年度繰越金と財政調整基金を充てております。

以上、今回補正いたします予算の主な内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） 続きまして、財務課長より内容説明を行います。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から内容をご説明いたします。

9 ページをお開き願います。歳出でございますが、4 款衛生費、健康センター運営費において愛ランド・サフォーク夢のフトン等作成業務委託料8 4 万8, 0 0 0 円の補正は、新生児誕生のお祝いとして焼尻めん羊を利用した布団をプレゼントしてきましたが、新たに羊毛を活用した手袋や靴下などをプレゼントし、住民生活の支援、子育て支援を図る事業でございます。

次に、1 0 ページでございます。第6 款農林水産業費、野生動物対策費において1 3 0 万4, 0 0 0 円の補正は、天売島の猫対策として飼い主のいない猫を順化し、新しい飼い主へ譲渡する取り組みを進めるため、預かりボランティア及び新しい飼い主となられた方に定期船無料往復利用券を贈呈し、島の魅力をPRするとともに消費喚起を図るもので、利用券の消耗品費として2 万円、通信運搬費として1 2 8 万4, 0 0 0 円を予算化しております。

同じく水産業振興費において、冷蔵施設設置事業補助金4 5 8 万3, 0 0 0 円の補正は、水産物の鮮度を保ちながら冷凍するリキッドフリーザーの導入で、この設備を利用した水揚げ量日本一を誇る甘エビ等を初めとする町内特産品をイベントなどで活用、PRし、特産品の魅力発信と第1 次産業の雇用促進を図るものでございます。

7 款商工費、商工振興費において商店街活性化事業補助金7 1 万1, 0 0 0 円の補正は、各商店がワンコインで商品やサービスを提供し、町民に商店を知ってもらうことにより新たな顧客化へつなげることを目指す事業への補助で、地域内の消費増加を図るものでございます。

同じく観光費において2, 0 6 8 万6, 0 0 0 円の補正は、町の観光において魅力ある事業や特産物のPR 事業などで観光客誘致や消費喚起等により地域活性化を図るもので、特別旅費3 1 万円はご当地グルメのS-1 グランプリ参加旅費1 3 万円と島で地域消費喚起事業として予定している共通通貨発行事業の旅費1 8 万円でございます。ワイファイ設備設置工事請負費2 5 2 万5, 0 0 0 円の補正は、いきいき交流センターにワ

イファイ設備を設置して観光客の利便性を図り、誘客を促すものでございます。観光協会補助金575万3,000円の補正は、観光協会で予定していた各種イベントやPR事業について、町の魅力発信事業、特産物魅力発信事業として予算化したもので、当初予算の観光協会補助金にも含まれているものでございます。内容は、はぼろ甘エビまつり400万円、北の恵み食べマルシェ出店事業、HTBイチオシまつり出店事業、飲食店マップ作成事業が主なものでございます。次に、12ページでございます。観光協会支部事業補助金285万円の補正は、天売ウニまつりと焼尻めん羊まつりへの補助事業で、当初予算に計上している事業でございます。ご当地グルメPR事業補助金30万円の補正は、羽幌えびタコ焼き餃子推進協議会への補助金で、当初予算に計上している事業でございます。まちなか賑わい創出事業補助金90万5,000円の補正は、夏の土曜日、日曜日を利用して町ぐるみで交流イベントを実施する町コン事業で、町内外の若者が参加することにより町の魅力発信及び交流人口拡大、地域経済活性化、町内定住者増進を図るもので、羽幌町観光協会への補助事業でございます。次の無菌水装置設置事業補助金13万4,000円と体験観光事業補助金115万5,000円の補正は、天売島おらが島活性化会議への補助事業で、島の特産物を塩水パック化する装置やシーカヤック、シュノーケリング等の体験型観光を実施するための機材購入費や講師を招聘してモニターツアー開催などをする事業で、島での地域活性化を図るものでございます。羽幌炭鉱シンポジウム事業補助金131万4,000円の補正は、炭鉱閉山45年を迎える節目と羽幌炭鉱の源流である鈴木商店の関係者、帝人や神戸製綱、双日、太陽鉱工の関係者を招き、羽幌炭鉱をしのぶ大同窓会と今後の炭鉱や羽幌町の活性化策を題材とするシンポジウムを開催するもので、当初予算に計上している事業でございます。

8款土木費、公園費において33万2,000円の補正は、バラ園の栽培管理や活用促進などを町民ボランティアの参画と協働により推進し、地域活性化につなげるもので、講師を招いて講演会を開催したり、新聞折り込みによる周知、ボランティアの保険料、会場使用料を計上しております。

以上で補正についての説明は終わりますが、別紙で配付している資料につきましては、2つの交付金の内訳がわかるように申請している事業ごとにまとめておりますので、ご了承願います。

以上、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。私からの説明は終わらせていただきます。

○議長（室田憲作君）　これから議案第34号について歳入歳出一括して質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君）　いわゆる26年度の国のほうで決めた特別交付税、補正予算化についての内訳ということなのですが、この短時間で私も全部きちんと見きわめることはできなかったのですが、まず1つお聞きしたかったのは、この予算書でいけば最後の

14ページ、一番裏側の第10款教育費の中で郷土芸能補助金550万円が計上されております。詳しい説明、多分なかったかなと思うのですが、どういう補助団体に補助するのか。その使い方も漠然と補助するものなのか、その団体が特定の何か事業を行うためのこういう事業に使ってくれというようなことを指定して補助するのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（室田憲作君） 社会教育課長、杉澤敏隆君。

○社会教育課長（杉澤敏隆君） お答えします。

この550万円の内訳ですけれども、150万円が羽幌祭りですか、7月にあるその全体として使うのに150万円と。そして、残り400万円が8団体、加賀獅子、やっこ、笛、太鼓、それから踊り山、オロロン太鼓、みこし本体、それから艶龍会、それから子供みこし川北ですけれども、それとこきりこさんの8団体に50万ということで400万。その50万の中身につきましては、備品だとか衣装だとか、その辺の補充をしていただくということでございます。

以上です。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） わかりました。

もう一つは、愛ランド・サフォークの布団のプレゼント事業で、今度新たに手袋と靴下と言いましたか、それで84万円を計上しています。今回審議しておりました新年度予算の中では、いわゆる今年度までプレゼントしていた布団に係る費用が次年度の予算額幾らだったのかなと思って見たところ見当たらないのですが、私の見落としなのかどうなのか。今回新たなプラス部分があるので、それもあわせて次年度、布団プラス新たなプレゼントで改めて補正をするという考えなのか、その辺説明をお願いいたします。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 当初予算編成最中と重複した関係で該当する事業、それから該当しないのか大変微妙な事業もありまして、該当するというものに関しては、事前に当初予算から間に合って落としたものもありまして、これにつきましては落としたという状況でございます。重複しているものについては、先ほど私が説明した中で予算計上していると申し上げておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、今回この別紙で説明をされているこのメニューは、いわゆる特別交付金を使った事業ですから、1回限りの予算だということになるのですよね。この項目を見ますと、その1回限りで終わっていい事業なのかどうかというところでちょっと微妙なものもあると思います。例えばプレミアム商品券の事業ですとか、布団の愛ランド・サフォークのプレゼントも単年度で終わっていい事業ではないと思いますし、それらも含めた、今回は幾らか手厚く事業は組んだけれども、それも引き続き何年にもわたって続けていく事業でもあるのかどうか、その辺も十分加味された内容な

のかどうかということを含めて説明をしていただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 別紙でお配りしている中で2つの事業があるということで、町長からちょっと説明若干いたしました。1つ目が地域消費喚起・生活支援型、これが単年度ということでの事業であります。

それから、2つ目が地方創生先行型ということで、これから5年間補助事業が続くという、どれほど来るかまだ定かではありませんけれども、5年間の計画の中に盛り込んでいく継続事業として考えているということでの事業でございます。

ただ、1つ目の中にある事業としても今後もし継続的にしなければならないものであれば、今後の策定の作業の中に計画を盛り込んでいくというようなことで、今固まっている状況ではありませんので、今後の策定作業の中で臨機応変に対応していくということになっております。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 金木議員の最初の質問について戻るのですが、郷土芸能に対する補助金で羽幌祭りという名称が出てきたのですけれども、神社祭のイベント等に対する補助というふうに見られてしまうと政教分離の関係で非常にまずいと思うのですが、そうではないというふうに思います。その辺もうちょっとわかりやすく整理をしてお伝えいただきたいのですけれども。

○議長（室田憲作君） 社会教育課長、杉澤敏隆君。

○社会教育課長（杉澤敏隆君） お答えいたします。

その150万の内訳と申しますか、その羽幌神社禮大祭周知経費ということで町内外にポスターや広告等の経費と、それから当日行われる最後の日、餅まき等の経費も含まさっております。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） それでは非常にまずいのではないのでしょうか。羽幌神社禮大祭の周知のポスターの製作とかそういうもの、あるいはそのイベントの一つである餅まきに対する助成だとすれば、これは一宗教に対する明らかな補助ということになるので、この予算というのは非常にまずいというふうに解釈しなければならないのですけれども、どうなのですか、その辺は。

○議長（室田憲作君） 社会教育課長、杉澤敏隆君。

○社会教育課長（杉澤敏隆君） 答えになるかどうかはちょっとあれなのですけれども、そういうお祭りのときの歴史的背景、それから伝統の継承というような、あとはそういう見に来ていただけることによる地域の活性化、それからそういう魅力を町外に発信するという……

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 言われていることはわかるのですけれども、今までもそういう

ことで訴訟が起きている判例もあって、それは違法であるというようなこともあるので、ちょっと休憩して、その辺調整してもらえませんか。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長、杉澤敏隆君。

○社会教育課長（杉澤敏隆君） 答弁が余りうまくしゃべれなくて申しわけございません。

羽幌神社祭に補助するのではなくて、観光イベントの実行委員会を立ち上げた中で、そういうことをPRしていく実行委員会に補助するというご理解いただきたいと思えます。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 神社祭は町外からもたくさんの方が来られて、そういう形で当町に人がどんどん来ていただくというのは非常に結構だと思うのですが、公費ですから、神社祭なのか、それ以外のイベントあるいはそのイベントの実行委員なのか、きちっと区切りをつけて注意をしながらやっていただければというふうに思います。

次なのですけれども、体験型観光ということで12ページ、115万5,000円の予算がついていますが、これは先ほど天売島の部分だということで説明があったわけですが、今年度シーカヤック、スキューバダイビング、こういった形でモニターツアーと称して、実験的にどうなのかということをやられてきていますよね。常任委員会でもそういった話題が上がったのですが、全てその結果の報告というのはまだないので、一応どのような結果だったのかということも踏まえて、次年度あるいはその将来に向けての方向先をあわせて伺えればと思います。

○議長（室田憲作君） 産業課観光振興係長、木村康治君。

○産業課観光振興係長（木村康治君） お答え申し上げます。

昨年天売島におきまして、スキューバダイビング、シュノーケリング、そしてシーカヤックのモニターツアーをやらせていただいております。この結果の内容につきましては、昨年の12月に報告書を各実施会社のほうから受領しております。この報告書をもとに平成27年度、次年度におきまして、離島の天売を初め観光協会支部の方々、あと関係者の方々と何度か協議をさせていただきまして、体験観光メニューの充実が図れるような取り組みをしまいたいと思っております。

まず、結果につきましては、今私の手元にしかないのですけれども、これを27年度に島に持ち込んで、みんなで話し合う場をつくって、実際どうなのだという話を具体的

にしていければなと思っております。

体験観光メニューの開発ということで、今回導入させていただこうとする備品につきましては、体験観光商品の開発をより具体化するに当たって必要な備品を導入するものでございまして、これに伴ってガイドの育成につきましても昨年2名の方がシーカヤックの資格を取得しております、目標とするところは現地での打ち合わせというか、そういう協議の場にもよるのですけれども、平成28年度のサービスの提供開始に向けて目指していこうとしているところでございます。

以上です。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 具体的に聞きたかったのは、モニターツアーをやった結果、どんな形で評価を受けたのかということだったのですけれども、当然継続しようということはよかったということだと思っておりますけれども。もう時間もあれなので、これ以上聞きませんが、後ほど資料を提供いただきたいということと、それから一気にこれがたくさんの人を呼ぶということは、なかなか難しいと思うのです。ただし、やっぱりやるからには継続して、少しずつでも発展していけるような、そういう持続的な活動をお願いしたい。これは、役場の仕組み上、人事異動で職員の方々はどんどん、どんどんかわっていくと思うのですけれども、そういうことがあったとしても、やっぱりしっかりと根づくまで応援をしていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、鈴木繁君。

○産業課長（鈴木 繁君） 先ほど木村係長のほうからもありましたとおり、当然でありますけれども、現地の方々と協議を重ねまして、やはり机上の考えだけではなくて、実践する方々と協議をしながら、よりよいといいますか、ちょっと抽象的な表現になりますが、よりよい方向に進めていければというふうに考えてございます。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 私は、3点質問させていただきます。

最初の2点は共通かなと思いますので、2点だけまずお話しさせていただきますが、先ほど財務課長の説明で地方創生先行型については継続事業という説明がありましたけれども、中には毎年つけるのはどうかなと思うものもありますので、恐らく選別してということになるでしょうけれども、その辺の説明を一つ詳しくお願いいたします。

もう一点は、それぞれの中で、例えばプレミアムなんかはもうメニューにわかる形で載っていますけれども、それ以外のものは羽幌町で選択して挙げたものだと思いますが、これが国・道等の関係団体の了承を得て進めるような形のものなのかどうかということ、その2点をまず確認したいと思います。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） まず、地方先行型の中で単年度で終わるようなものもあるのではないかなというようなご質問だと思いますけれども、この短期間の中で単年度でい

いもの、それから5年間継続できるのではないかという予定のもとにつくっておりますけれども、これはまずつくってみて、やってみて、そして計画の中で盛り込んでいるというものもありますので、これが確定ということはありませんので、1番の中に継続的なものも当然入ってくるであろうし、2番の中にも単年度的で終わるようなものも若干あるかと思えますけれども、その辺の調整は今後しっかりかけていきたいなと思っています。

あと国の関連では、やはりこれが地方創生関連で向いているのか向いていないかということに関しては、振興局、それから国の指導も仰ぎながらつけてきたという状況もありますので、いろんな制約があります。ハードだけでは当然だめだと。ソフト中心で、ソフトをやるのであれば、ハードも当然若干いいというふうないろんな条件がある中でつけてきたということが挙げられますので、ご了承願います。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） それでは、もう一点なのですが、生活支援型のほうの下から2つ目、離島観光ツアー割引事業で観光船乗船料割引となっておりますが、観光船というと天売の観光船をイメージするのですが、まずそれかどうかということを確認します。

○議長（室田憲作君） 産業課観光振興係長、木村康治君。

○産業課観光振興係長（木村康治君） お答え申し上げます。

今回のついている予算につきましては、観光船の乗船されるお客様に対しまして乗船料の一部を助成するという形で補助したいということの予算でございます。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 観光船とは、天売の観光船かどうかということです。

○議長（室田憲作君） 産業課観光振興係長、木村康治君。

○産業課観光振興係長（木村康治君） 失礼しました。天売でございます。天売の観光船でございます。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 現在の正確な情報を私は持ち得ていないのですが、それまで聞き及んだことからすると、船舶が故障して再挙していないと、今後も修理不能だというような話も伝わっています。そういうことの整合性の意味も含めてお聞きしたところなので、よろしく願いいたします。

○議長（室田憲作君） 産業課観光振興係長、木村康治君。

○産業課観光振興係長（木村康治君） お答え申し上げます。

済みません。説明がちょっと不足しておりました。天売島で現在予定している漁船を用いた観光船、こちらは平成27年5月に開業を予定している動きをしているところの漁船を使った観光船の乗船客に対する助成でございます。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 漁船を使ったというのは、確定しているのですか。確定してい

るから、もうやることも決まって、だから予算づけしたのだと思うのですけれども、ちょっと聞くところによると、それは確定していないのではないのかという話もあるので、確認します。

○議長（室田憲作君） 産業課観光振興係長、木村康治君。

○産業課観光振興係長（木村康治君） お答えします。

確定しているというか、その業者さんのやろうとしている方々の意思としては始めたという強い意思を確認しておりまして、具体的な書類の申請行為を今行っているところです。なので、できる、できないにつきましては、運輸局の許可がないとできない事業でもありますので、そちらは今運輸局で確認中でありまして、できるかできないかとなってくると、今申請中でありましてしか申し上げられない状況であります。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 地域消費喚起事業ということで、新しい事業だと思うのですが、離島共通の通貨発行ということで、これがどのようなシステムというか形で地域の消費喚起につながる事業なのか説明をお願いします。

○議長（室田憲作君） 産業課観光振興係長、木村康治君。

○産業課観光振興係長（木村康治君） お答え申し上げます。

今回の予算計上させていただいております離島のいわゆる地域通貨、離島で使える地域通貨の発行事業につきましては、現在のところ4,000部の発行を予定しておりまして、額面につきましては5,000円を支出して6,000円分のチケットがついてくるというチケット、プレミアム率20%の地域通貨を考えております。これにつきましては、観光客の方の購入のみを予定しておりまして、販売場所につきましては現在調整中なのですが、離島に渡る前の段階でお買い求めいただいて、島に渡った後、宿ですとか、そういったところでお買い求めいただける、そういった島の通貨を発行予定しております。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） ただ、あくまでも観光客限定のものであると、それから島の人なり、町内の人が、町内というか市街地の人が購入することはできないということによってよろしいでしょうか。

○議長（室田憲作君） 産業課観光振興係長、木村康治君。

○産業課観光振興係長（木村康治君） 詳細な項目については現在検討中ではありますが、島の方についてはお買い求めいただけない。あくまでも観光客の方のみと限定したいと思っております。加えて仕事で出張に行かれる方につきましても一応買えませんよというお断りを明記して販売していきたいという考えであります。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これですべての討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算(第14号)は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(室田憲作君) これで本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成27年第1回羽幌町議会定例会を閉会します。

(午後 2時14分)